

区立施設再編整備計画第二次実施プラン（案）

杉並区から区立施設再編整備計画・第二次実施プラン（案）が発表されました。計画案では前回計画（第一次）を引き継ぎ、2019～2021年の3カ年で、杉並区の公共施設を次々と削減することが示されています。

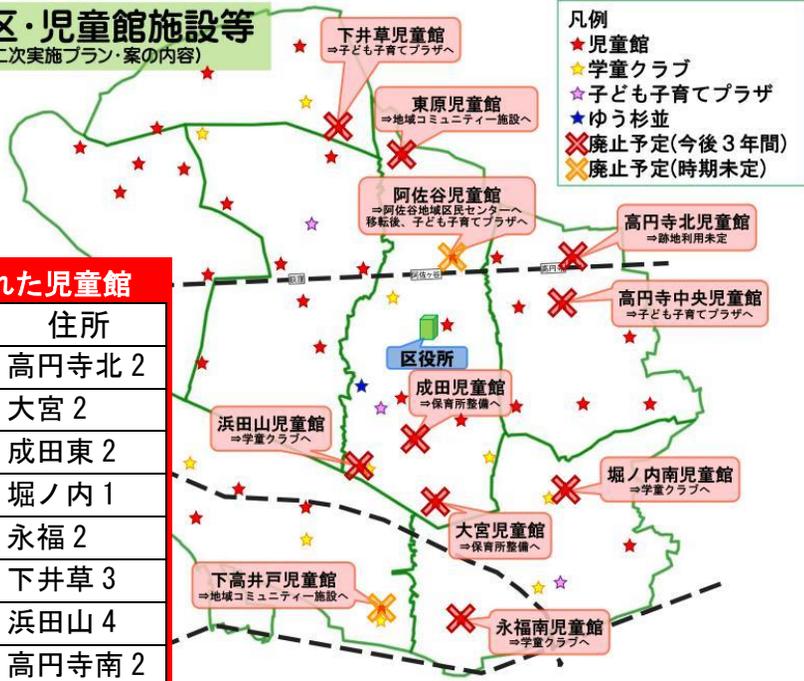
さらに 区立施設を削減

区立児童館 新たに9館廃止!!



廃止方針が示された東原児童館
区ホームページより

杉並区・児童館施設等 (第二次実施プラン・案の内容)



■廃止が示された児童館

施設名	住所
高円寺北	高円寺北 2
大宮	大宮 2
成田	成田東 2
堀ノ内南	堀ノ内 1
永福南	永福 2
下井草	下井草 3
浜田山	浜田山 4
高円寺中央	高円寺南 2
東原	下井草 1

私たちの提案

いじめ、ひきこもり、虐待、貧困など、子どもを巡る問題が深刻化しています。身近な場所で多世代に開かれた児童館は、遊びや文化活動を通して、子どもや大人同士がつながり、育ちあえる場として杉並が全国に誇るものです。児童館を存続し、さらに発展させましょう！

計画案では、児童館の全館廃止方針が具体化されており、3年間で9つの児童館施設（左表）が廃止されることになります。

既に前回計画（第一次）では、和泉、成田西、荻窪北の3館が廃止・転用されており、今計画を進めれば区内42児童館（当初）の内、12館が廃止されます。

区内の子どもの居場所が激減し、子育て環境の悪化を引き起こす重大な問題です。

■子ども達の居場所 児童館廃止後はどうなる？

◎小学生の居場所 ⇒

小学校内に移されますが、児童館特有の過ごし方は制限され、不登校などの子どもの居場所も喪失します。

◎学童クラブ ⇒

小学校では、児童の増加に伴い余裕教室不足等が発生しており、学童クラブを小学校内へ移設する場合、スペースの確保と大規模化が大きな課題です。

◎乳幼児（親子）の居場所 ⇒

これまで41児童館で実施されてきましたが14館の「子ども子育てプラザ（乳幼児親子の居場所）」となるため、施設数が3分の1に減少します。

◎中高生の居場所 ⇒

中高生の居場所自体が減少・喪失します。

区立施設再編整備計画等により これまで起きたこと

- あんさんぶる荻窪⇒**廃止**
荻窪税務署と財産交換。
- 科学館⇒**廃止**
- 児童館⇒**3館廃止**
2館は子ども子育てプラザへ転用
- ゆうゆう館⇒地域コミュニティ施設への統合に向け検討
- 区民事務所会議室⇒**8室廃止**
- 区立保育園⇒**8園民営化**
- 和田掘会館⇒**廃止**
- 高円寺小中一貫校整備⇒杉4小・杉8小・高円寺中を**統廃合**
- 施設使用料⇒**引き上げ**、登録団体半額助成制度**廃止**

区立施設 使用料 新たに引き上げ...

前回計画（第一次）に合わせて、施設使用料の見直しが行われました。登録団体半額助成制度は廃止され、段階的に施設使用料が引き上げられました。

例① 荻窪地域区民センター第一集会室（午前）

改定前 1,250円 ⇒ 2017年 3,100円

2.5倍

例② 荻窪体育館全面貸切（2時間）

改定前 1,650円 ⇒ 2017年 5,900円

3.6倍

2019・2020年度にかけて、さらなる施設使用料の改定方針が示されており、区は引き上げも含めた検討を進めています。

私たちの提案

公共施設は住民の所得に関わらず、全ての区民がひとしく利用することを保障する必要があります。住民の社会参加の機会を奪う施設使用料の引き上げは止めるべきです。

問題山積…区立施設再編整備計画

23区で22位 **区も認める**

**区民1人当たり
集会室面積
区議団調査で明らかに**

杉並区の区立集会室の1人当たり面積は、23区のなかで、極めて低い状況です。党区議団の調査では、23区中22位（2016年度）であり、区も認めました。

今後、区立施設の統廃合を進めることにより、もともと不足していた施設数・床面積がさらに減少することにもなりかねません。

■集会施設一人当たり面積比較

区	1人当たり面積	順位
平均	0.0442 m ²	—
杉並	0.0273 m ²	22

(2016年度)

区民事務所会議室

すべて廃止

区民事務所会議室は、町会活動や地域団体の活動の場、住民の趣味や学習の場として重要な役割を果たしてきましたが段階的にすべて廃止する計画です。

区内団体からは「会議室が廃止されると、団体の活動の場が確保出来ない」等の声も寄せられています。住民サービスの低下につながりかねません。

**ゆうゆう館
集会施設**

統廃合・複合化し転用

計画案では、高齢者専用施設としての「ゆうゆう館」も廃止対象になっており、3年間で3館が廃止されます。廃止後、他施設と一体化し「地域コミュニティ施設」に転用する方針です。

ゆうゆう館は高齢者の拠点であり、介護予防、認知症予防対策の強化等が求められているなか、重要性を増しています。区内会議室・集会室が縮小し、高齢者の拠点も無くなることは、利用しやすさの後退にも繋がりにかねません。

跡地活用は

民間売却も選択肢の一つ

杉並区は、区立施設再編整備計画による跡地活用の検討について、民間企業の参加を促し、公有財産の民間への売却も選択肢の一つとしていることは重大な問題です。区立施設等の跡地利用は、住民福祉の向上を第一の目的とし、市場性や収益を優先すべきではありません。

**パブリックコメント実施中
計画への意見を寄せましょう！**

**区民の声を
届けよう！**

計画案の詳細は、下記の閲覧場所、区ホームページの「区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）」で閲覧できます。

【閲覧場所】

企画課（区役所東棟4階）、文化・交流課地域活性化推進担当（区役所西棟7階）、区政資料室（区役所西棟2階）、区民事務所、図書館

【閲覧・意見提出期間】 9月3日～10月9日必着

【提出方法】 はがき、封書等や閲覧場所の意見用紙に記入、下記宛先まで。
(郵送) 〒166-8570 阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部企画課宛
(FAX) 3312-9912 (Eメール) kikaku-k@city.suginami.lg.jp

ご意見には、氏名・住所（在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地、事業者の方は事業所の名称と所在地、代表者氏名）を記入。区ホームページにも書き込めます。

**私たち 区の財政は
の提案 ひっ迫していません**

杉並区は、施設の建て替えなどによる財政負担を再編整備の理由にしています。しかし、区の財政はひっ迫するどころか、人口は増加し税収も増え続けており、積立基金残高（貯め込み）は523億円にも及びます。大切な区民の財産、区立施設を減らす理由にはなりません。

**ご意見、ご相談は日本共産党杉並区議団まで
区議団連絡先**

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
区議会内 日本共産党杉並区議団
TEL 03-3312-2111 (内線2319)
FAX 03-3312-2610